

# 福島県教育委員会平成25年1月定例会会議抄録

1 日 時	平成25年1月18日(金) 午後3時00分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	境野委員長、1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後3時00分、委員長から1月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から武田副主査が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、福島県立特別支援学校学則の一部を改正しようとするもの。
	議案第2号は、平成24年度教員・文化関係表彰の被表彰団体等の決定について諮るもの。
	議案第3号及び議案第4号は、平成25年度福島県公立学校実習助手採用候補者選考試験及び平成25年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の合格者について、決定しようとするもの。
	議案第5号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	報告第1号は、平成25年度の教員の人事異動に係る日程等について報告するもの。
	協議事項は、県立特別支援学校全体整備計画の概要について協議するもの。

(6) 会 議 の 非 公 開

(7) 議 案 審 議  
議 案 第 1 号

ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第2号以降の議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について（議案第1号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員長：休業日の規定は、現在非常に求められていることなので、このような改正は必要なことだと思うが、懲戒の内容については文言の整理だけなのか。それとも、生徒の停学、退学等懲戒処分が増えているなど学校の実態によるものなのか。

特別支援教育課長：具体的に退学や停学が増えているという現状ではない。懲戒ではないが、生徒指導上の問題から学校内で特別指導を行うケースは、高等部等で若干増加している。

委員長：「懲戒」という言葉ではなく、もう少し柔らかな言葉にはできないのか。

特別支援教育課長：法律により体罰はできないが懲戒はできると規定されていることから、表現は法律の規定を受けたものになっている。

委員：従来あった「謹慎」が、今回は「訓告」に変わっているが、「謹慎」という処分はなくなるということか。

特別支援教育課長：「謹慎」は今回削除となる。

委員：特別指導が「訓告」のような気がするが、「訓告」とはどのような中身か。

特別支援教育課長：「訓告」とは、校長から厳しく言い渡すという内容であり、懲戒に該当し、指導要録にも記載されることから、指導上重い事案の場合に行われる。今回、「謹慎」

を懲戒から除いたが、特別指導は懲戒までには至らないケースで、指導の一環として行うものである。

委員：「謹慎」が「訓告」に置き換わったわけではないと認識して良いか。

高校教育課長：同様の規則を所管していることから代わって説明するが、従来学校で行なわれている指導は、特別指導という形で、生徒に配慮した形での指導が行われており、懲戒権を行使することはほとんどなかった。そのようなことから、従来、学校教育法上の懲戒に基づくものと校長が行う特別指導が混在化しており、「停学」と「謹慎」は同じようなものであるが、言葉が十分に整理されていなかった。そこで、学校教育法の趣旨を踏まえて特別指導の在り方を検討し、言葉を分かりやすく、指導の在り方を明確にする趣旨で改正が行われている。懲戒権を行使すると、生徒指導要録に記録しなければならないが、特別指導はそれには至らず、教育的な配慮の下に、十分な反省の機会を設けながら学校を継続させるものである。

したがって、懲戒は、あくまでも訓告、停学及び退学の3つであり、その他各学校ではそれぞれ規定を設け、特別指導として、校長から注意を促したり、学校や家庭で反省させるなど、生徒の状況や事故の内容を踏まえて対応していくことになる。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成24年12月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

平成24年度教育・文化関係表彰について（議案第2号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認

(9) 議 案 審 議

議 案 第 2 号

議案第 3 号	平成 2 5 年度福島県公立学校実習助手採用候補者選考試験の合格者について（議案第 3 号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 4 号	平成 2 5 年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の合格者について（議案第 4 号）、特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 5 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 5 号）、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(10) 報告事項 報告第 1 号	平成 2 5 年度人事異動（教員系）について（報告第 1 号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。
(11) 協議	県立特別支援学校全体整備計画の概要について（協議事項）、特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。
(12) 次回の日程	平成 2 5 年 2 月 1 5 日（金）午後 1 時 3 0 分に定例会を開会することが決定された。
(13) 閉会	午後 4 時 4 7 分閉会となった。